



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 二

○埼玉県財務規則の一部を改正する規則 (出納総務課) 六

○埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課) 九

管理規程

○埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程 (公営企業・財務課) 一一

告示

○ホームページ閲覧制御装置貸借に関する入札公告 (システム調整課) 一一

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興) 一三

○一般用X線撮影装置の入札に関する公示 (入札執行課) 一四

○平成二十年度砂利採取業務主任者試験の実施 (自然環境課) 一五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

国の自立の支援に関する法律

の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 一六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出 () 一八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 () 一八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 () 一九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

国の自立の支援に関する法律

国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課) 二二

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 () 二二

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 二三

○土地、建物及び附帯施設等の売却に関する入札公告(再入札) (勤労者福祉課) 二四

○明戸南部土地改良区の役員退任届 (大里農林) 二五

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 二六

○草加都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課) 二六

○草加都市計画区域区分の変更の案の縦覧 () 二六

○草加都市計画用途地域の変更の案の縦覧 () 二六

○上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地の一般競争入札による処分の公告 (伊奈新都市建設事務所) 二六

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 二八

○埼玉県財務規則第八十一条第二

項第二号に規定する知事が指定する金融機関を指定する告示の一部改正 (出納総務課) 二八

○口座振替の方法により支出する場合の振替先金融機関の告示の一部改正 () 二八

○埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正 () 二八

○埼玉県収納代理金融機関の指定の取消し () 二九

○県道長瀬玉淀自然公園線の供用の開始 (秩父県土) 二九

○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 二九

○一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定 (杉戸県土) 三〇

○開発行為に関する工事の完了公告 () 三〇

○建築協定(一人協定) () 三〇

○情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示 (教委・総務課) 三〇

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 三一

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 () 三一

○政治資金規正法に基づく政治団

体の解散届出及び収支報告書の

要旨 (選管委) 三二

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 () 三三

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し () 三四

正誤

○埼玉県告示第千七百七十八号中訂正 (社会福祉課) 三四

○埼玉県告示第千八百八十二号中訂正 () 三四

○埼玉県告示第千二百六十四号中訂正 (開発指導課) 三四

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。の下に「及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)」を加え、「及び」を「並びに」に、「基き」を「基き」に改める。

第六条の七第一項中「第十六条の三第七項若しくは第八項」を「第十六条の三第八項若しくは第九項」に改める。

第六条の十一第一項及び第二項第一号中「第二十條の十第二項」を「第二十條の十一」に改める。

第六条の十二第二項、第四項及び第五項中「第七十五條の七第一項」を「第七十五條の七」に改める。

第十三條の五中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

第二十七條中「継続検査」の下に「又は同法第六十七條第三項に規定する構造等変更検査」を加える。

第三十六條の表二十七号、二十七の三号から二十七の七号までの規定、二十七の

九号、二十八の五号及び二十八の六号中「事業税」の下に「地方法人特別税」を加える。

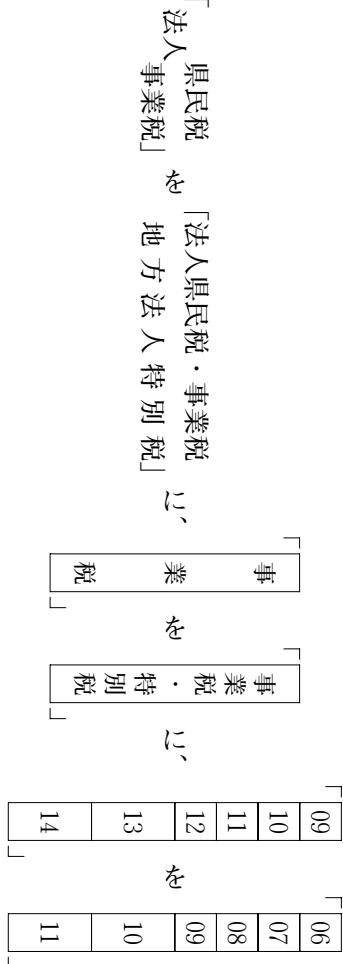
附則に次の二項を加える。

13 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この項において「整備法」という。)第四十條第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六條第一項(整備法第百二十一條第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第十三條の五の規定を適用する。

14 当分の間、第六條の十一第二項の規定の適用については、法人の事業税及び地方法人特別税を一の税目とみなす。

別記様式第四号の五(二)及び別記様式第四号の五(三)中「事業税」の次に、「地方法人特別税」を加える。

別記様式第四号の五(四)中「事業税」の次に、「地方法人特別税」を加える。



に、15 を に改める。

別記様式第四号の六(一枚目)から(三枚目)までの規定中 法人 事業

業税 を 法人事業税・地方法人特別税 に改め、同様式(四枚目)中

法人事業税
法人事業税・地方法人特別税

過不
を
ご定める。

別記様式第五号中「05 法人事業税」や「05 法人事業税・地方法人特別税」

別記様式第十号(一)中「県税」や「税額」

「県税」や「税額」

別記様式第十号(四)中「県税」や「税額」

別記様式第十一号(一)の注意一、別記様式第十一号の三の備考、別記様式第十一号の六の注意一及び別記様式第十一号の七の備考一中「及び法人の事業税」や「法人の事業税及び地方法人特別税」をご定める。

別記様式第十四号(一)中「・事業税」の次に「、地方法人特別税」を加え、別記様式第十四号(一)中「・事業税」の次に「、地方法人特別税」を加え

「県民税」「法人事業税」「地方法人特別税」
「法人事業税」
「県民税(円)」「事業税(円)」

法人 県民税(円)
法人事業税・地方法人特別税(円)

法人事業税

法人事業税・地方法人特別税

埼玉県

県税事務所
県税
12 197

別記様式第十九号(二)中「2 法人事業税」や「地方法人特別税」

同様式の注意一に次のとおりを加える。
ただし、法人事業税及び地方法人特別税は1税目とみなします。

別記様式第二十七号中「事業税」の次に「・地方法人特別税」や「」の規定」の次に「(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)」を加える。

別記様式第二十七号の三から別記様式第二十七号の六までの規定中「事業税」の次に「・地方法人特別税」や「規定」の次に「(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)」を加える。
別記様式第二十七号の七を次のように改める。

別記様式第二十七号の七

法人の県民税・法人の事業税・地方法人特別税更正（決定）税 第 号
 過少申告
 法人の事業税・地方法人特別税の不申告加算金決定 通知書（納額告知書）
 重

下記のとおり通知します。
 なお、不足税額、加算金及び延滞金を下記指定納期限までに納付してください。

県税		法人番号	
----	--	------	--

所在地	事年	業度	年	月	日から
		申告基準日	年	月	日まで
	法人名	申告納付期限	年	月	日
	代表者	確定申告書提出修正申告書提出	年	月	日

事業税				県民税			
摘要	課税標準	税率	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によつて計算した法人税額			
所得割	所得金額総額			試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額			
	年400万円以下の金額		100	みなし配当の25%相当額の控除額			
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額		100	還付法人税額等の控除額			
	年800万円を超える金額		100	退職年金等積立金に係る法人税額			
	計			課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額			

軽減税率不適用法人の金額				100	本県分の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				
付加価値割	付加価値額総額			100	法人税割額 $\text{㊦} \times \frac{100}{100}$				
	付加価値額				外国の法人税等の額の控除額				
資本割	資本金等の額総額			100	仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
	資本金等の額				利子割額の控除額				
収入割	収入金額総額			100	差引法人税割額				
	収入金額				既に納付の確定した当期分の法人税割額				
合計 事業税額					租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
仮装経理に基づく事業税額の控除額					既に納付の確定した当期分の事業税額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					差引過不足事業税額				
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額					過不足法人税割額				
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額					算定期間中において事務所等を有していた月数 ㊦				
					均等割額 $\text{円} \times \frac{\text{㊦}}{12}$				
地方法人特別税					既に納付の確定した当期分の均等割額				
摘要					過不足均等割額				
所得割に係る地方法人特別税額				円	100	円 過不足県民税額			

収入割に係る地方法人特別税額				100			減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
合計地方法人特別税額							減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額		既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額			利子割額に関する計算	利子割額（控除されるべき額）				
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額		差引過不足地方法人特別税額				控除した金額				
減少する地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						控除することができなかつた金額				
減少する地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						既に還付を請求した利子割額				
過少（不）申告加算金							既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
重加算金							延滞金の控除期間		対象外税額	
分割基準	事業税			県民税	県民税	全部適用	年 月 日から			
	従業者数、固定資産の価額					事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数	一部適用	年 月 日まで		
	本 県						事業税・特別税	全部適用		年 月 日から
	総 数					一部適用		年 月 日まで		
					指定納期限		年 月 日			

年 月 日

埼玉県 県税事務所長 印

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行つてください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十七号の九中「法人事業税」の次に「・地方法人特別税」を加える。
別記様式第二十八号中「事業税」を「事業税・特別税」に改める。

別記様式第二十八号の五及び別記様式第二十八号の六中「法人事業税」の次に「・地方法人特別税」を、「の規定」の次に「(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)」を加える。

別記様式第三十三号の三(一)の減額を受けようとする事由の欄4を削る。
別記様式第六十一号(一)中「継続検査」の次に「・構造等変更検査」を加える。
別記様式第六十一号(二)中「継続検査」の次に「・構造等変更検査」を加え、「継続検査(一)」を「継続検査又は構造等変更検査(一)」に改める。
別記様式第六十一号(三)中「継続検査」の次に「・構造等変更検査」を加える。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の七第一項、第六条の十一、第六条の十二第二項、第四項及び第五項並びに別記様式第三十三号の三(一)の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 公布の日

二 第十三条の五の改正規定及び附則に二項を加える改正規定(附則第十三項に係る部分に限る。)並びに附則第三項の規定 平成二十年十二月一日

三 第二十七条及び別記様式第六十一号(一)から別記様式第六十一号(三)までの改正規定 平成二十二年四月一日
(法人の事業税に関する経過措置)

2 この規則による改正後の埼玉県税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)

別記様式第四号の五(四)、別記様式第四号の六、別記様式第五号、別記様式第十一号(一)、別記様式第十一号の三、別記様式第十一号の六、別記様式第十一号の七、別記様式第十四号(一)、別記様式第十九号(三)、別記様式第二十七号、別記様式第二十七号の三から第二十七号の七まで、別記様式第二十七号の九、別記様式第二十八号、別記様式第二十八号の五及び別記様式第二十八号の六の規定は、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所

得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)並びにこれらと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 平成二十年十二月一日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の規則別記様式第三十三号の三(一)の規定は、平成二十年五月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

5 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「並びに」を「及び」に、「するものとする」を「しなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、経費の性質上請求書により難いもの又は知事が請求書を要しないと認めるものにあつては、請求書の添付を要しない。

第百五条第二号二中「商工組合中央金庫又は信金中央金庫」を「信金中央金庫又

は株式会社商工組合中央金庫」に於る。

様式第二十二号 (一) 中 「歳入徴収権者 様」 や 「(あて先) 歳入徴収権者」 に於る。

様式第二十二号 (一) 中 「埼玉県 部 課長様」 や 「(あて先) 埼玉県」

部 課長」 ビ 「いたします」 や 「します」 に於る。

様式第二十二号 (一) 中 「埼玉県立学校入学科・授業料等口座振替納付届」 や 「埼玉県立高等学校入学科・授業料等口座振替納付届」 ビ 「学 校 長 様」 や 「(あて先) 高 等 学 校 長」

校の」に於る。 ビ 「埼玉県立学校の」 や 「埼玉県立高等学校の」に於る。

様式第二十二号 (四) 中 「 様 」 や 「 (様)」

あて先) に於る。

課長」

様式第二十二号 (五) 中 「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」 や 「(あて先) 埼玉県 福祉保健総合センター所長」 に於る。

様式第二十五号 (一) 中 「払込みます」 や 「払い込みます」 ビ 「 様 」 や 「 (様)」

「 (170 mm×182 mm) 」 や 「(あて先) 様」

様式第二十五号 (一) 中 「様式第25号(2)」 や 「様式第25号(2) (第4

0条関係)」 ビ 「 様 」 や 「 (様)」

を別る。

様式第二十五号 (三) 中 「 様 」 や 「 (様)」 に於る。

様式第二十五号 (五) 中 「払込みます」 や 「払い込みます」 ビ 「 (様)」

「コ ー ド 順 記 順 記」

「コ ー ド 順 記 順 記」 ビ 「払込以外」 や 「(あて先) 様」

「払込み以外」 ビ 「添付して下さい」 や 「添付してください」 に於る 「(170 mm×182 mm) 」 や 「(あて先) 様」

様式第二十五号 (六) 中 「 様 」 や 「 (様)」 に於る 「(170 mm×182 mm) 」 や 「(あて先) 様」

様式第二十七号 (一) 中 「徴収(収納) 事務委託者 様」 や 「(あて先) 徴収(収納) 事務委託者」 に於る。

委託者」 に於る。

様式第二十七号 (一) 中 「収納事務委託者 様」 や 「(あて先) 収納事務委託者」 に於る。

納事務委託者」 に於る。

様式第二十九号 (一) 中 「埼玉県会計管理者 様」 や 「(あて先) 埼玉県会計管理者」 に於る。

様式第二十九号 (四) 中 「埼玉県会計管理者(出納員) 様」 や 「(あて先) 埼玉県会計管

理者(出納員) 様」

様式第四十四号(一)中「埼玉県会計管理者・出納員 様」や
「(あて先) 埼玉県会計管理

者・出納員」

様式第四十八号中「埼玉県会計管理者 様」や
「(あて先) 埼玉県会計管理者」

様式第五十号中「してくださるよう」や
「埼玉県会計管理者(出納員)

様」や
「(あて先) 埼玉県会計管理者(出納員)」

様式第六十三号(一)中「(日本工業規格B列6番)」や
「(あて先) 埼玉県会計管理者」

様式第六十三号(一)中「埼玉県会計管理者 様」や
「(あて先) 埼玉県会計管理者」

様式第六十四号(一)中「(日本工業規格B列6番)」や
「(あて先) 埼玉県会計管理者」

様式第六十四号(一)中「誤った」や
「(あて先) 埼玉県会計管理者」

様式第六十四号(二)中「誤った」や
「(あて先) 埼玉県会計管理者」

様式第六十四号(三)中「誤った」や
「(あて先) 埼玉県会計管理者」

様式第六十九号中
「(あて先) 埼玉県会計管理者」

請

「履行することをお請けます」や「承諾の上、相違なく履行します」

「あつた」や「あつた」

「上記のとおり納付します。

「上記のとおり納

様式第七十三号S二(一)中 年 月 日 や 年 月

課(所)長 様」 課

付します。

日 様」

(所)長」

様式第七十三号S二(一)中「埼玉県出納員(分任出納員) 様」や
「(あて先) 埼玉県出

納員(分任出納員)」

「上記のとおり払出しを請求します。

様式第七十三号S二(三)中 年 月 日 や (あて

課(所)長 様」

とおり払出しを請求します。

年 月 日 様」

課(所)長 様」

「上記のとおり納付します。

様式第七十三号S二(一)中 年 月 日 や 年 月

課所長 様」 課

付します。

日 に改める。

(所) 長 」

様式第七十三号の三(一) 中 「埼玉県出納員(分任出納員)

様」や 「(

あて先)

玉県出納員(分任出納員)」に改める。

「上記のとおり還付請求します。

「上記のとおり

様式第七十三号の三(三) 中 年 月 日 年 月 日

課所長 様

」

(あて先)

り還付請求します。

月 日 に改める。

課(所) 長 」

様式第七十四号及び様式第七十五号中 「埼玉県会計管理者 様」や 「(あて先) 埼玉県会計

管理者」に改める。

様式第七十七号 (一) から様式第七十七号 (四) おびの規定中 「埼玉県会計管理
者又は出納員 様」や 「(あて先) 埼玉県会計管理者又は出納員」 に 「いたします」や 「し
ます」に改める。

様式第七十九号 (一) 中 「埼玉 県 様」や 「(あて先) 埼玉県会計管理者又は

県税事務所出納員」に改め、同様式の題名中 「または」や 「又は」に改める。

様式第七十九号 (二) 中 「埼玉県自動車税事務所出納員 様」や 「(あて先) 埼玉県自動車

税事務所出納員」に改める。

様式第八十号中 「埼玉県会計管理者 様」や 「(あて先) 埼玉県会計管理者」に改める。

様式第八十九号中

様」や 「(あて先)

(あて先)

に 「法人」や 「団体」に 「及び名称並びに」や 「並びに名称及び」に改める。
様式第九十号、様式第九十一号及び様式第九十三号から様式第九十五号までの規
定中 「埼玉 県 知 事 様」や 「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第九十五号の二中 「埼玉 県 知 事 様」や 「(あて先) 埼玉県知事」

に改める。

様式第百十二号 (六) 中 「埼玉県会計管理者 様」や 「(あて先) 埼玉県会計管理者」に改

める。
様式第百十二号 (七) 中 「1年経過払込み額」や 「1年経過払込額」

に 「埼玉県会計管理者 様」や 「(あて先) 埼玉県会計管理者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を
ついで使用するにやむを得ない。



埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年9月30日

埼玉県公安委員会委員長 由 木 義 文

埼玉県公安委員会規則第13号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則
埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のよう

に改正する。

第12条第7号中「犯罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改める。

第17条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) サイバー犯罪対策センターに関する事。

第17条中第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第20条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第34条中第5号、第6号及び第7号を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)に規定する暴力団の指定に関する事。

第34条の2第1号中「(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 暴力団排除対策室に関する事。

第46条中「5課」を「6課」に、「警備課」を「警備課」に改める。
「警備課」を「災害対策課」に改める。

第50条第1号を削り、同条第2号中「地域課」の次に「及び災害対策課」を加え、同号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 治安出動の際における治安の維持に関する現地協定に基づく自衛隊との連絡調整等に関する事。

第50条第8号から第11号までを削る。

第50条の次に次の1号を加える。

(災害対策課)

第50条の2 災害対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事(警備課の所掌に属するものを除く。)

(2) 災害警備に関する事。

(3) 突発重大事案に係る初動措置に関する事。

(4) 消防機関及び水防機関との協力援助に関する事。

(5) 国際緊急援助隊の事務に関する連絡調整に関する事。

第56条の4の見出し及び同条第1項中「犯罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援

室」に改め、同条第2項中「犯罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に、「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改める。

第57条の7を第57条の8とし、第57条の6を第57条の7とし、第57条の5を第57条の6とし、第57条の4の次に次の1号を加える。

(サイバー犯罪対策センター)

第57条の5 生活安全企画課に、サイバー犯罪対策センターを附置する。

2 サイバー犯罪対策センターにおいては、次の事務をつかさどる。

(1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯のうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関する事。

(2) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事。

(3) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関する事。

(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)に規定する援助及び犯罪の取締りに関する事。

第60条の次に次の1号を加える。

(暴力団排除対策室)

第60条の2 捜査第四課に、暴力団排除対策室を附置する。

2 暴力団排除対策室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 暴力団の排除活動に関する事。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく命令等に関する事。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する犯罪の捜査に関する事。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十七号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年九月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程(昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「電気事業、工業用水道事業」を「工業用水道事業」に改める。
- 第三条第十号中「別表第一、別表第二」を「別表第二」に改める。
- 第十八条中「、別表第一(電気事業会計勘定科目)」を削る。
- 第一百十条の二第四号中「又は保証事業会社」を削り、同条に次の一号を加える。
- 五 保証事業会社の保証
- 第一百十条の三第六号中「又は保証事業会社」を削り、同条に次の一号を加える。
- 七 保証事業会社の保証 その保証する金額
- 第二百二十三条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
 - 二 入札に参加しようとする者が銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。
- 第二百二十三条の二中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改める。
- 第二百二十四条第二項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。
- 別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

附 則

この規程は、平成二十年十月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ホームページ閲覧制御装置貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年2月1日(日)から平成24年9月30日(日)まで。ただし、平成21年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部システム調整課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

<p>(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。</p> <p>(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p>	<p>玉県企画財政部システム調整課 スタジオ</p> <p>イ 日時 平成20年10月7日(火) 午前10時</p> <p>(4) 入札書受付期間</p> <p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年11月11日(火) 午前10時まで</p> <p>イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年11月10日(月) 午後5時まで(必着)</p> <p>なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。</p> <p>(5) 開札の場所及び日時 埼玉県企画財政部システム調整課 平成20年11月11日(火) 午前11時 なお、開札への立会いは、不要とする。</p>
<p>(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法</p> <p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合 入手手順は、次のとおり</p> <p>イ 埼玉県ホームページを開く。</p> <p>ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。</p> <p>ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。</p> <p>ニ 「入札情報公開システム」を選択する。</p> <p>ホ 調達機関は「埼玉県」を選択する。</p> <p>ヘ 部局名は「企画財政部」を選択する。</p> <p>ヘ 課所名は「システム調整課」を選択する。</p> <p>コ 「物品等」を選択する。</p> <p>ケ 「1 発注情報の検索」を選択する。</p> <p>ク 検索ボタンをクリックする。</p> <p>コ 本入札案件を選択する。</p> <p>イ 紙媒体での入手を希望する場合</p> <p>3(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)</p> <p>(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む。)</p> <p>〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム調整課セキユリティ担当 三宅 電話048-830-2272(直通)</p> <p>(3) 入札説明会の場所及び日時</p> <p>ア 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年10月22日(水) 午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
同システムから確認申請する。
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。
なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定しない。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required :

Lease of server equipment regarding web filtering system.

(2) Deadline for Submissions :

By the electronic bidding system ; 10 : 00 a.m., November 11, 2008

By registered mail or in person ; 5 : 00 p.m., November 10, 2008

(3) Contact Information :

Systems Adjustment Division, Planning and Finance Department

Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301
Telephone 048-830-2272

埼玉県告示第千二百八十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者の地域生活をひらく会

三 代表者の氏名

藤生 亘良

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市本町一丁目二番二八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の社会自立及び充実した地域生活を目指し、様々な地域生活支援活動を行い、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

埼玉県告示第千二百八十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者の地域生活をひらく会

三 代表者の氏名

藤生 亘良

四 主たる事務所の所在地

川口市本町一丁目二番二八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の社会自立及び充実した地域生活を目指し、様々な地域生活支援活動を行い、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よりせい

三 代表者の氏名

初川 浩介

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市寿町二十七番七―十六

百五号コンセールタワー所沢

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第十二百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

一般用X線撮影装置 一式

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成21年3月13日(金)

(4) 納入場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 南雲 正博 電話048-830-5778(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁舎地下会議室 平成20年11月12日(水) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のおて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成20年11月11日(火) 午後5時必着

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成20年10月20日(月)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直

通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

1 Digital Radiography System

(2) Deadline for submission :

By mail : 5 : 00 p.m., November 11, 2008

In person : 10 : 00 a.m., November 12, 2008

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, Department of General Affairs,

Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku,

Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301 Tel.048-830-5778



埼玉県告示第十四百八十七号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、平成二十年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十年九月三十日	試験期日	平成二十年十一月十四日(金)午前
埼玉県理事 上田 啓 臣	試験場所	十時から十二時まで
		二 試験場所
		さいたま市浦和区高砂三丁目一番四
		号
		埼玉県環境センター 総務課

三 受験手続
 イ 受験願書の入手方法
 埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十年十月一日(水)から配布する。

四 受験願書の提出先
 郵便番号三三〇一九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県環境部自然環境課
 五 試験手数料
 八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目
 砂利の採取に関する法令(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

埼玉県告示第千二百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十年九月三十日
 埼玉県知事 上田清司

名称	開設者名	所在地	指定年月日
岩本小児科医院	岩本典子	春日部市谷原三二二一	平成二十年九月一日
織田医院	織田良雄	狭山市入間川三二〇〇四	平成十九年六月四日
耳鼻咽喉科たんぼクリニック	瀧口賀隆	狭山市新狭山二一九二二ワコー第一新狭山マンションF	平成二十年九月一日
金村産婦人科クリニック	金村良治	狭山市南入曾三三五一一	平成二十年八月五日
おおさきクリニック	大崎幸	鴻巣市吹上富士見一七七一四	平成二十年九月二日
こはま眼科クリニック	小濱聡	草加市清門町五二一 大塚メディカルコミュニティ二F	平成二十年八月七日
武重医院	武重徹	越谷市袋山一四一八二 Nビル二〇一号	平成二十年八月九日
蒲生天神橋クリニック	長谷川浩一	越谷市伊原一四一五二	平成二十年九月三日
医療法人社団東光会戸田中央産院	医療法人社団東光会	戸田市上戸田二二二六三	平成二十年七月八日
たで内科クリニック	蓼沼寛	志木市柏町六一二九一四四ベルバー二〇二	平成二十年八月一日
和光駅前皮フ科	新井圭太郎	和光市丸山台一〇一四一四F	平成二十年九月五日
にしじまクリニック	医療法人 翔光会	富士見市勝瀬一〇三四一	平成十七年五月一日
みさと中央クリニック	高橋公一	三郷市新和一三三六	平成二十年八月一日
メグ歯科クリニック	高橋悦治	川口市西青木五三三四 一階	平成二十年八月二十六日

二 指定施術者

氏名	住所	施設名称	所在地		指定年月日
			名	所	
夏目 豊		久下鍼灸整骨院	熊谷市久下四一七三加藤ハイツ一〇五	平成二十年 八月 五日	
當間 則敬		あすな整骨院	越谷市千間台西三一八一八	平成二十年 八月 二十七日	
岩井 昌志		愛和ウエルネス整骨院	川口市飯塚一〇一三三	平成二十年 七月 二十五日	
佐藤 祐之		さとう整骨院	行田市埼玉四一三五一一	平成二十年 八月 一日	
田中 暁雄		田中接骨院	越谷市東越谷一〇一三六一二	平成二十年 七月 二十九日	
リリーデンタルクリニック		岡本 真吾	行田市門井町二一五三三ミルファイユ門井二〇一	平成二十年 五月 三十日	
医療法人社団教林会コバ歯科クリニック		春日部市小湊五四五一		平成二十年 八月 二十六日	
あい歯科クリニック		越谷市花田五一〇一三二		平成二十年 八月 十八日	
デンタルケア渡辺歯科		戸田市本町四一四一八 YS戸田公園一〇二		平成二十年 八月 八日	
医療法人社団聖会デンタルクリニックホワイト戸田		戸田市新曽一八九七一三		平成二十年 八月 十四日	
さこだ歯科医院		新座市北野二一五一三五		平成二十年 四月 一日	
医療法人社団賢雅会高橋歯科医院		八潮市八潮四一九九		平成二十年 七月 一日	
やまうらデンタルクリニック		富士見市鶴瀬東一九一三〇セイコーガーデンⅢ一〇一		平成二十年 九月 一日	
落合歯科診療所		秩父郡長瀨町本野上一〇八三一三二		平成二十年 八月 二十二日	
ドラッグセイムス上青木西薬局		川口市上青木西四一五一一二七		平成二十年 八月 六日	
さくら薬局行田店		行田市北河原五二一一二		平成二十年 九月 二日	
やはらはら薬局		春日部市谷原三一三一一		平成二十年 九月 一日	
あおい調剤薬局新狭山店		狭山市新狭山二一九一一		平成二十年 九月 一日	
東大宮薬局		上尾市原市四三六一一六四		平成二十年 八月 一日	
ウエルシア薬局草加金明店		草加市金明町二二〇一一		平成二十年 八月 一日	
すずらん薬局大袋駅前店		越谷市袋山一四一八一二		平成二十年 八月 十九日	
ヴェルペン上藤沢薬局		入間市上藤沢一八一二		平成二十年 九月 二日	
メディンショップはまなす薬局		三郷市新和一二二五一一アバンツァートコロソ三郷中央一F		平成二十年 七月 三十一日	
サンメディック調剤薬局		三郷市さつき平一一一一		平成二十年 七月 一日	
まつぶし薬局		北葛飾郡松伏町築比地四三八		平成二十年 九月 一日	
やつかりハビリ訪問看護ステーション		草加市瀬崎町一〇一コーポ中村一〇一		平成二十年 九月 一日	

高井 貞治	宮 杉 憲佳	対馬 誉人	大塚 博孝	田邊 聡	山崎 国男	加藤 和彦
-------	--------	-------	-------	------	-------	-------

ささら整骨院	みやすぎ整骨院	あゆみ接骨院	こうなん整骨院	たなべ治療院	みさとセントランド治療院	治療院ひまわりの里越谷
--------	---------	--------	---------	--------	--------------	-------------

戸田市下戸田二二五九一〇九	幸手市中一一四〇	東松山市松本町二一五五	東京都港区港南四一六シティアワー品川二〇二	川口市元郷二一九一コート・サンブライト三〇一	児玉郡美里町木部四〇七一四	越谷市瓦葺根一一二〇一四六パレス会館三階
---------------	----------	-------------	-----------------------	------------------------	---------------	----------------------

平成二十年 八月 十一日	平成二十年 八月 二十一日	平成二十年 八月 十一日	平成二十年 八月 二十日	平成二十年 八月 十三日	平成二十年 八月 一日	平成二十年 八月 十五日
--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	-------------	--------------

埼玉県告示第千二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の例によるものとのされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
しまだ医院	医療法人根本外科整形外科	医療法人根本外科	医療法人根本外科整形外科
開設者名	開設者名	医療法人根本外科	医療法人根本外科整形外科
開設者称	開設者称	医療法人根本外科	医療法人根本外科整形外科
島田内科医院	医療法人島田内科医院	医療法人根本外科	医療法人しまだ医院
しまだ医院	医療法人しまだ医院	医療法人根本外科整形外科	しまだ医院

二 指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後
大嶋 淳平	所在地	鳩ヶ谷市南四一六二六一一ペンタエマーブル二一B	上尾市瓦葺一〇五四一
骨院	名称	クリアサイト鳩ヶ谷接骨院	だいつ接骨院

埼玉県告示第千二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の例によるものとのされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
武重医院	越谷市袋山一五〇一一三	平成二十年 八月 十九日

小林クリニック	三郷市新和一―三六	平成二十年七月三十一日
サカエ薬局	三郷市新和一―二三―一二	平成二十年七月三十日
リリーデンタルクリニック	行田市門井町二―五―三 ミルフィーユ門井二〇―一	平成二十年四月三十日
落合歯科診療所	秩父郡長瀬町本野上二〇八三	平成二十年八月二十一日
医療法人社団東光会	戸田市上戸田二―三二―一	平成二十年七月七日
戸田中央産院	狭山市入間川三―二二―一〇	平成十九年五月三十一日

埼玉県告示第千二百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

高橋歯科医院		八潮市八潮四―九―九	平成二十年六月三十日
にしじまクリニック		富士見市勝瀬二二六八 プランタン二二―二F	平成十七年五月一日

二 指定施術者

氏名	住所	施設		所在地	廃止年月日
		名称	所在地		
武藤 貴志		保谷駅前接骨院	東京都西東京市下保谷四―一四―一	平成二十年七月一日	

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。
平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清司

名	称	所	在	地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
おおさき	クリニック	鴻巣市吹上富士見一―五四二―二			大崎和幸	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年九月二日
株式会社スギ薬局	川口市元郷五―一―一三				株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年八月十二日
メイスイ	ショップはまなす薬局	三郷市新和一―二五―一 アバンテアートコロン三郷中央二F			有限会社たかだ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年七月三十一日
ウエルシア	薬局草加金明店	草加市金明町二二〇―一			ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年九月二日
まんぼ	う薬局	狭山市上奥富一七四―五			株式会社あさひ調剤	居宅療養管理指導	平成二十年八月二十八日
ショートステイ	ケアサポートかわぐち	川口市榛松一―八―五			ケアサポート株式会社	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成二十年九月一日
ホームヘルパー	ステーションカテヨ	川口市赤山八三一―六			株式会社カテヨ	訪問介護	平成二十年六月一日

居宅支援事業所カテヨ 福祉用具カテヨ	川口市赤山八三一―六 川口市赤山八三一―六	株式会社カテヨ 株式会社カテヨ	介護予防訪問介護 居宅介護支援 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成二十年六月一日
ケアパートナーゆうゆう合同会社	南埼玉郡宮代町宮代二―五―一〇	ケアパートナーゆうゆう合同会社	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年八月十一日
ショートステイケアサポートこしがや	越谷市東越谷六―八七―一	ケアサポート株式会社	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成二十年八月一日
訪問介護事業所しらとり	八潮市八條一三一―三	ケア・ライフ株式会社	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年八月二十九日
あずまや	北葛飾郡杉戸町清地二―一六―五	株式会社CONVISTA	通所介護 短期入所生活介護 介護予防通所介護	平成二十年八月八日
デイサービスセンターひまわり	草加市原町二―九―一三	合同会社在宅ケア	通所介護 介護予防通所介護	平成二十年九月一日
愛ヶアサービス	草加市谷塚町七二四YKマンション一〇五号	株式会社さくら	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年九月一日
株式会社アムス	戸田市笹目六―一七―一―一〇六	株式会社アムス	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成二十年八月八日
株式会社愛和光営業所	和光市本町一五―五―二F	株式会社愛和	訪問入浴介護 居宅介護支援	平成二十年八月十一日
短期入所生活介護事業所こころ三芳 ジャパンケアサービスハッピー所沢ヘルパーステーション	入間郡三芳町北永井九四六―一 所沢市松葉町一七―一五ニューアーバン第一ビル二階	社会福祉法人蓬萊会 株式会社ジャパンケアサービス	短期入所生活介護 訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十年八月一日
デイサービス所沢けやき	所沢市三ヶ島五―一二二九―一	社会福祉法人みなわ会	通所介護	平成二十年九月一日

小規模多機能ホームあおい	蓮田市根金一六九八一	有限会社おおしま	介護予防通所介護	平成二十年九月四日
ユニマツトケアセンター鶴ヶ島	鶴ヶ島市松ヶ丘三一一六一	株式会社ユニマツトケアサポート	介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 通所介護	平成二十年九月一日
あおいショートステイ	蓮田市根金一六九八一	有限会社おおしま	介護予防通所介護	平成二十年九月四日
あおいデイサービス	蓮田市根金一六九八一	有限会社おおしま	通所介護	平成二十年九月四日
フアインセンターミエール	新座市東北二一二三一四	株式会社スクールパール羽生	居宅介護支援 居宅介護支援	平成二十年七月一日
ケアプランセンターミエール	羽生市上岩瀬一八〇六	株式会社スクールパール羽生	居宅介護支援	平成二十年七月一日
ショートステイルミエール	羽生市上岩瀬一八〇六	株式会社スクールパール羽生	介護予防短期入所生活介護	平成二十年七月一日
デイサービスルミエール	羽生市上岩瀬一八〇六	株式会社スクールパール羽生	通所介護	平成二十年七月一日
ヘルパーステーションルミエール	羽生市上岩瀬一八〇六	株式会社スクールパール羽生	介護予防訪問介護	平成二十年七月一日
ライゼ清輝苑指定居宅介護支援事業所	北埼玉郡北川辺町陽光台二八八三七五	社会福祉法人宏和会	居宅介護支援	平成二十年八月五日
ジャパンケアサービス所沢・居宅介護支援事業所	所沢市松葉町一七一五ニューアール第二ビル二階	株式会社ジャパンケアサービス	介護予防通所介護	平成二十年八月一日
村岡C。茶楼	熊谷市上之二〇三二二二	株式会社ねこの手本舗	介護予防通所介護	平成二十年八月一日
	熊谷市村岡二二三三	有限会社ソーシャルワーク本舗さいたま	通所介護	平成二十年九月一日

埼玉県告示第千二百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

もの)とされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百九十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。
 平成二十年九月三十日
 埼玉県知事 上田 清 司

小林 病院	入間市宮寺二四一七	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成二十年 八月三十一日
-------	-----------	---	--------------

エール・ケア	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
ゆめこうぼう	所在地	三郷市彦成一一六	三郷市彦系一一八〇	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 訪問介護 福祉用具貸与 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

あ	ず	ま	や	北葛飾郡杉戸町清地二一六―五	短期入所生活介護	平成二十年 七月三十一日
サ	カ	エ	薬局	三郷市新和一―二三―二	介護予防居室療養管理指導 居室療養管理指導	平成二十年 七月 三十日
				春日部市南五―二―一〇フラット春日部	介護予防訪問介護	平成二十年 六月 三十日
				所沢市松葉町一七―一五ニューアーバン第一ビル二F	訪問介護	平成二十年 七月三十一日
				所沢市松葉町一七―一五ニューアーバン第一ビル二F	介護予防訪問介護	平成二十年 七月三十一日
				所沢市緑町二―一四―一YKS新所沢ビル二〇六号室	介護予防訪問介護	平成十九年十二月三十一日
				ヘルパーステーション ケア・リンク	居室介護支援	平成二十年 七月三十一日
				株式会社スエーニョ はーとぴあ営業所	訪問介護	平成二十年 七月三十一日
				南埼玉郡宮代町山崎四七八―九はーとぴあ内	介護予防福祉用具貸与	平成二十年 七月三十一日
				三郷市さつき平一―一―一	福祉用具貸与	平成二十年 七月三十一日
				三郷市さつき平一―一―一	居室療養管理指導	平成二十年 六月 三十日
				三郷市さつき平一―一―一	介護予防居室療養管理指導	平成二十年 六月 三十日

埼玉県告示第千二百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) イオン越谷レイクタウンショッピングセンター

(変更後) イオンレイクタウン

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一の五の一

外 未定

(変更後)

イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一の五の一

ミニストップ株式会社 代表取締役社長 阿部 信行

東京都千代田区神田錦町一の一

株式会社明文堂 代表取締役社長 清水 満

富山県下新川郡朝日町沼保九百九の二

外 未定

ハ 変更年月日

平成二十年八月六日

ニ 届出年月日

平成二十年九月十七日

二 縦覧期間

平成二十年九月三十日から平成二十一年一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年九月三十日から平成二十一年一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百九十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地、建物及び付帯施設等(いこいの村美の山)の売払い

ロ 物件の表示

(1) 土地

所在 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字花ノ木三三八五番 外

地目 山林

地積 二九、四五一平方メートル

(2) 建物

(一) 主たる建物

所在地 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三四一五番地

種類 宿泊所

構造 鉄筋コンクリート造ルーフィングアルミニウム板葺三階建(一部地下一階付)

延床面積 五、二一〇・七平方メートル

(二) 附属建物

プロパンボンベ室、ポンプ室

(3) 付帯施設等

屋外トイレ二基、ミニカー小屋、給水施設、照明装置等

ハ 留意事項

(1) 本物件(いこいの村美の山)を構成する敷地のうち、町有地及び民有地は入札(売却)の対象外である。建物及び付帯施設の一部が町有地及び民有地上に設置されているため、別途土地所有者と土地使用賃貸借契約等を締結する必要がある。

(2) 本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものである。で、落札者と仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(3) 物件の用途は、埼玉県立自然公園条例(昭和三十三年埼玉県条例第十五号)により制限されるので、この旨をあらかじめ了解の上、入札に参加すること。

ニ その他

本件入札は、平成二十年埼玉県告示第千八百八十七号により公告した物件の再公告である。

二 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 県内で現に旅館業法(昭和二十三年法律第二百二十八号)に規定するホテル営業又は旅館営業(以下「ホテル営業等」という。)を自ら経営している者

(2) 県外においてホテル営業等を自ら経営している者で、かつ、県内にホテル営業等に関する本店又は支店等を有する者

ロ 落札者は本物件を利用してホテル営業等を自ら経営しようとする者であること。

ハ 地域の産業・観光の発展に寄与し、地域との共存を図る意思のあること。

ニ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の四の規定に

該当しない者であること。

ホ 次の項目に該当しない者であること。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に基づくところの暴力団及びその構成員
 - (2) 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に基づくところの破壊的団体及びその構成員
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）に基づくところの処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体及びその役員又はその構成員
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）に基づくところの風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を当該物件で営もうとする者
- 三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所並びに問い合わせ先 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部勤労者福祉課労働福祉担当 萩原、中野 電話〇四八―八三〇―四五一八（直通）
- 四 入札参加要領の交付方法
この公告の日から平成二十年十月八日（水）まで右記三の場所において交付する。

五 現地説明会

- イ 開催日 平成二十年十月九日（木）
- ロ 開催場所 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三千四百十五番地 いこいの村ヘリ テイジ美の山 中会議室（両神）
- ハ 参加希望者は、平成二十年十月八日（水）正午までに右記三の問い合わせ先まで連絡し、参加時間の指定を受けること。
- 六 入札手続等
- イ 入札参加申込み
この入札に参加を希望する者は、次の日時及び場所において申込みをしなければならぬ。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

- (1) 日時 平成二十年十月十六日（木）及び同月十七日（金） 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- (2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部

勤労者福祉課

ロ 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成二十年十月二十三日（木） 午前十一時
 - (2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県衛生会館三階 三〇五会議室
- ハ 入札保証金
入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額
- ニ 入札の無効
この公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。
- ホ 落札者の決定方法
埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十四条の規定に基づいて定められた予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- へ その他
その他詳細は入札参加要領による。

埼玉県告示第千二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
明戸南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清司

退任

職名	氏名	住所
理事	新井 保	深谷市上増田二二五番地

埼玉県告示第千二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
明戸南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとお

り届出があった。

平成二十年九月三十日

退任

職名 氏名 住所
理事 正田 登 深谷市宮ヶ谷戸一四五番地

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第千二百九十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 許可番号

第二〇〇七―五―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

- 比企郡小川町大字西古里字沼ノ谷七二―一、七二―三、七二―三、七二―三
- 三先道路、比企郡嵐山町大字吉田字三反田五六四、五六八―一、比企郡嵐山町大字吉田字高山二四三〇―一
- 三 雨水流出抑制施設の容量
容量 三五〇立方メートル

埼玉県告示第千二百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

草加都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

- 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、三郷市まちづくり推進部都市計画課、草加市都市整備部住宅・都市計画課、八潮市都市開発部都市デザイン課
- 四 縦覧期間
平成二十年九月三十日から平成二十年十月十四日まで

埼玉県告示第千三百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

三郷市彦江二丁目の全部、番匠免二丁目、彦沢一丁目、彦沢二丁目、彦沢三丁目、彦江一丁目、彦江三丁目、花和田の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

- 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、三郷市まちづくり推進部都市計画課、草加市都市整備部住宅・都市計画課、八潮市都市開発部都市デザイン課
- 四 縦覧期間
平成二十年九月三十日から平成二十年十月十四日まで

埼玉県告示第千三百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す

る。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

三郷市彦江二丁目の全部並びに番匠免二丁目、彦沢一丁目、彦沢二丁目、彦沢三丁目、彦江一丁目、彦江三丁目及び花和田の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

- 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、三郷市まちづくり推進部都市計画課、草加市都市整備部住宅・都市計画課及び八潮市都市開発部都市デザイン課
- 四 縦覧期間
平成二十年九月三十日から平成二十年十月十四日まで

埼玉県告示第千三百二号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百二号)第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 入札物件番号一

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業八十五街区二画地(北足立郡伊奈町大字大針九百八十九番地一外)

(2) 地積

三百四・五六平方メートル

(3) 予定価格

千七百一十一万六千二百七十二円

ロ 入札物件番号二

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業八十五街区六画地(北足立郡伊奈町大字羽貫四百番地一外)

(2) 地積

三百五十・五五平方メートル

(3) 予定価格

二千二百五十四万三千六十五円

ハ 入札物件番号三

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業百二一街区一画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿四百二十七番地外)

(2) 地積

千四百二十三・六四平方メートル

(3) 予定価格

七千七百一十八万九千二百二十四円

ニ 入札物件番号四

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業百二一街区二画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿四百三十番地外)

(2) 地積

八百三十・五七平方メートル

(3) 予定価格

八千三百三十七万七千七百五十二円

ト 入札物件番号七

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百三街区三画地(北足立郡伊奈町大字羽貫三百七番地外)

(2) 地積

千九百四十・一六平方メートル

二千五百五十・一四平方メートル
 一億七千三百三十万二千二百八十四円

(3) 予定価格

一億七千三百三十万二千二百八十四円

ホ 入札物件番号五

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業百九十四街区五画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿千三百五十九番地外)

(2) 地積

三百八十二・一八平方メートル

(3) 予定価格

千五百八十九万八千六百八十八円

ヘ 入札物件番号六

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百三街区一画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿七百番地外)

(2) 地積

千九百四十・一六平方メートル

(3) 予定価格

一億六千六百七十二万七千七百五十二円

チ 入札物件番号八

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百三街区二画地(北足立郡伊奈町大字羽貫三百七番地外)

(2) 地積

八百三十・五七平方メートル

(3) 予定価格

八千三百三十七万七千七百五十二円

三 入札参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十年十月十四日(火)から同月十七日(金)まで

ロ 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建

敷けた者

三千五百九十六万三千六百八十一円

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百三街区四画地(北足立郡伊奈町大字羽貫二百五十八番地外)

(2) 地積

七百一十一・六四平方メートル

(3) 予定価格

三千六百八十八万四千八百八十円

二 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成八年六月十三日付け出物第八十号)に基づく指名停止期間中である者

ヘ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成十九年三月二十七日付け出物第千五百五十三号)に基づく指名除外措置を受けている者

ト 都道府県税(都道府県民税、法人県民税、法人事業税又は個人事業税)の滞納がある者

チ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十年十月十四日(火)から同月十七日(金)まで

ロ 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建

敷けた者

敷けた者

敷けた者

敷けた者

敷けた者

設事務所
入札及び開札の日時及び場所

イ 日時

(1) 入札物件番号一
平成二十年十月三十日(木) 午

前十時

(2) 入札物件番号二
平成二十年十月三十日(木) 午

前十一時

(3) 入札物件番号三
平成二十年十月三十日(木) 午

後一時三十分

(4) 入札物件番号四
平成二十年十月三十日(木) 午

後二時三十分

(5) 入札物件番号五
平成二十年十月三十日(木) 午

後三時三十分

(6) 入札物件番号六
平成二十年十月三十一日(金)

午前十時

(7) 入札物件番号七
平成二十年十月三十一日(金)

午前十一時

(8) 入札物件番号八
平成二十年十月三十一日(金)

午後一時三十分

ロ 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百
五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建
設事務所二階会議室

五 入札保証金

入札参加者の見積もる入札金額の百分の五以上の額(入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。)

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合においてはその箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率に

よる額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

チ 他の入札者の代理を兼ねた者がしたもの

リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした

者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県が定めた予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札

した者とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県伊奈新都市建設事務所に於いて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 入札に關し不明な点は、埼玉県伊奈新都市建設事務所(電話〇四八―七二二―一七五)に問い合わせること。

埼玉県告示第千三百三三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に關する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年九月十二日

指令東整第一九〇一七三二号

二 検査済証番号

平成二十年九月二十五日第四十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字山口一〇〇

七番一、一〇〇七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間市久保稲荷二丁目一―番地二号

中田 明義

埼玉県告示第千三百四号

平成十二年埼玉県告示第九百四十七号(埼玉県財務規則第八十一条第二項第二号に規定する知事が指定する金融機関について)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

埼玉県告示第千三百五号

昭和五十九年埼玉県告示第千二百十九号(口座振替の方法により支出する場合の振替先金融機関について)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

第九号を次のように改める。

九 株式会社商工組合中央金庫

埼玉県告示第千三百六号

昭和四十六年埼玉県告示第七百二十六号(埼玉県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年九月三十日

埼玉県知事 上田 清司
一イ中「商工組合中央金庫」を「株式会社 商工組合中央金庫」に改める。

平成二十年九月三十日
埼玉県知事 上田 清司
一 金融機関の名称及び位置
北本市農業協同組合
埼玉県北本市本町七丁目六十六番地

桶川市農業協同組合
埼玉県桶川市下日出谷西二丁目十八番地の四
二 取消年月日
平成二十年十月一日
三 取消しの理由
上尾市農業協同組合との合併による
法人の解散

埼玉県告示第千三百七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条第四項の規定に基づき、納納代理金融機関の指定を次のとおり取り消す。

二 取消年月日
平成二十年十月一日
三 取消しの理由
上尾市農業協同組合との合併による
法人の解散

埼玉県告示第千三百八号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条第四項の規定に基づき、納納代理金融機関の指定を次のとおり取り消す。
平成二十年九月三十日
埼玉県知事 上田 清司
一 金融機関の名称及び位置

三 取消しの理由
上尾市農業協同組合との合併による
法人の解散

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年九月三十日
埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
長瀬玉淀自然公園線	秩父郡皆野町大字三沢字広町二〇二七番二地先から同郡同町大字三沢字広町二〇九五番一〇地先まで	平成二十年九月三十日	平成二十年七月十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十二号で告示した区域の供用延長二三一・〇〇m

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月三十日
埼玉県行田県土整備事務所長 南沢 郁一郎
一 許可番号
平成二十年九月十九日
指令行整第一九〇〇六一号

二 検査済証番号
平成二十年九月二十二日第十七号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字上崎字西原一〇四九―三、一〇四九―四
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市大字礼羽六七三番地
サンフィールド一号棟一〇二 赤坂 佐知夫

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百十八号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定により
 認定したので、次のとおり公告する。

平成二十年九月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第二号	平成二十年九月十日	鷺宮町桜田三丁目四、六、七番地 (対象区域面積四六、八二・二七平方メートル)	埼玉県杉戸県土整備事務所 開発建築担当

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百十九号

指令杉整第二〇〇〇六一〇号
 二 検査済証番号

株式会社三井開発 代表取締役 三井明
 二 建築協定区域

埼玉県北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮字内下一九六番地八外十二筆

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県教委告示第三十九号

平成二十年九月三十日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長
 一 許可番号
 平成二十年七月二十五日

北葛飾郡杉戸町大字宮前字前原一六七―二四、―二五、―二六、―二七、―二八
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 春日部市上吉妻一二七一―六七
 寺尾 純己

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。
 平成二十年九月三十日
 埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十六条の三第四項において準用する同法第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

一 建築協定認可申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

埼玉県さいたま市見沼区東大宮一丁目三〇番地一五

名称	条項
埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則(昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号)	第四条第一項及び第六条第一項第一号
埼玉県立スポーツ研修センター管理規則(昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第十八号)	第四条第一項(許可に係る事項を変更しようとするときを除く。)

埼玉県選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。設立(平成20年8月1日)〜8月31日受理分。記載順序は五十音順。その他の政治団体

平成二十年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
飯田光男後援会	倉岡達人	逢坂浩舟	春日部市中央五―五―一八スパークビルB1F	平成二十年八月十二日
石原さんを応援する会	仁木 誠	堀井泰明	南埼玉郡白岡町西一〇―一―一三四	平成二十年八月八日
白岡フォーラム	本澤晴美	武藤達也	南埼玉郡白岡町下大崎一四八〇	平成二十年八月八日
豊かな朝霞をつくる市民の会	久保木 栄	芦野 修	朝霞市岡三―二四―三七 埼玉土建朝志和支部内	平成二十年八月二十八日

埼玉県選管告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から異動の届出があった。

平成二十年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県宅建支部	会計責任者	芝間 衛	池田英之	平成二十年八月四日
民主党埼玉県第8区総支部	会計責任者	当麻 実	高垣重智	平成二十年八月七日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
明日の狭山をかえる会	代表者	高部忠雄	森岡幸生	平成二十年八月四日
石川せいじ後援会	代表者	狭山市堀兼三三七〇―二七	照沼 拓	同
木下ひろし後援会	代表者	石川勝夫	狭山市東三ツ木七四―三四	平成二十年八月十一日
埼玉県商工政治連盟三郷支部	代表者	加治良平	森田義雄	平成二十年八月二十八日
吉岡しゅうじ後援会	代表者	川田康雄	石出利勝	平成二十年八月二十八日
	主たる事務所の所在地	三郷市早稲田三―二九―一〇	三郷市鷹野五―二四八	同
	主たる事務所の所在地	吉岡しゅうじ後援会	よしおか修二後援会	平成二十年八月十九日
		坂戸市関間三―一一―二〇	坂戸市西坂戸一―二―二二	同

埼玉県選挙告示第百九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

別記一(平成20年8月1日)〜8月31日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体の名称

自由民主党松伏支部

(二) その他の政治団体

政治団体の名称

狭山を変えろ会

別記二(平成20年8月1日)〜8月31日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体の名称

木村みさお後援会

別記三

政治団体の名称 自由民主党松伏支部

報告年月日 平成20年8月1日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

イ 自由民主党埼玉支部連合会

あったので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。

平成二十年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

解散年月日

平成二十年七月五日

解散年月日

平成二十年七月五日

届出年月日

平成二十年八月一日

届出年月日

平成二十年八月四日

解散年月日

平成二十年七月二十九日

届出年月日

平成二十年八月一日

イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入

イ 平成19年度自由民主党松伏支部の大会費

ウ その他の収入

10万円未満の収入

合計

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 人件費

イ 備品・消耗品費

イ 政治活動費

イ その他の経費

合計

127,200円

178,296円

96円

51,000円

260,360円

11,150円

10,000円

281,860円

127,200円

政治団体の名称 **狭山を変える会**
 報告年月日 平成20年8月4日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額		1,921,901円	
ア 前年繰越額		121,901円	
イ 本年収入額		1,800,000円	
(2) 支出総額		1,921,901円	
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 寄附			
(イ) 寄附			
a 個人からの寄附		1,800,000円	
合 計		1,800,000円	
[寄附の内訳]			
ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
岡 彪	1,500,000円	東京都練馬区	
森 岡 幸 生	300,000円	狭 山 市	
(2) 支出の内訳			
ア 政治活動費			121,901円
(イ) 寄附・交付金			1,800,000円
(イ) その他の経費			1,921,901円
合 計			1,921,901円

政治団体の名称 **木村みさお後援会**

木 村 操

資金管理団体の届出をした者の氏名 秩父市議会議員

資金管理団体の届出に係る公職の種類

(平成18年分)

報告年月日	平成20年8月1日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	
イ 本年収入額	
(2) 支出総額	
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	
イ 本年収入額	
(2) 支出総額	
(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	
イ 本年収入額	
(2) 支出総額	

埼玉県選管告示第百十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

(平成20年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)
 その他の政治団体
 届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称 異動事項
 吉岡修 二 坂戸市議会議員 吉岡しゅうじ後援会 名称 新
 主たる事務所の所在地 吉岡しゅうじ後援会 旧
 坂戸市関閘三一一一一〇 坂戸市西坂戸一一二二同 平成二十年八月十九日 右

埼玉県選管告示第百一十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。
 (平成20年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称 指定取消年月日
 木村 操 秩父市議会議員 木村みさお後援会 平成二十年 七月二十九日
 高部 忠雄 狭山市長 狭山を変える会 平成二十年 七月 五日

正誤

埼玉県告示第千七百七十八号(平成二十年八月二十九日第二千九号) 中訂正
 正 川口市前川一一一五五メディアパーク 川口市前川一一一五五メディアパーク 誤
 口前川一一B 訪問介護事業所上川原んち
 ページ 表中 二七
 [27-5]
 誤
 埼玉県告示第千八百八十二号(平成二十年八月二十九日第二千九号) 中訂正
 正 埼玉県告示第千二百六十四号(平成二十年九月十九日号外第三十五号) 中訂正
 通所介護事業所上川原んち
 ページ 表中
 [松葉町]27-5]

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三一一一〇 〇四八―八六二―二九〇一(代表)
発行所	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm